

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
12月17日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）……………
- 告示  
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）……………
- 選管告示  
直接請求に必要な有権者の数……………



山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第六十一号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表第八の1の2の(2)の表の一四の項及び別表第十一の2の表の一四の項中「大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「日間平均三、〇〇〇」を「日間平均八〇〇」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



### 山口県告示第三百五十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和六年十二月十七日

柳井加入区

山口県知事 村岡 嗣政



### 山口県選挙管理委員会告示第八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和六年十二月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数

県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	県の教育委員会の教長又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項
下関市選挙区 宇部市選挙区 山口市選挙区 萩市選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祇町選挙区 周南市選挙区 山陽小野田市選挙区 周防大田町選挙区 上関町選挙区 平生町選挙区													
二二、〇三三 二二、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一 一三、七〇一													

令和六年十二月十七日印刷  
令和六年十二月十七日発行

発行人所

山口県知事